健康保険証の写しのマスキング(黒塗り)について(お知らせ)

財政局資產管理部契約課

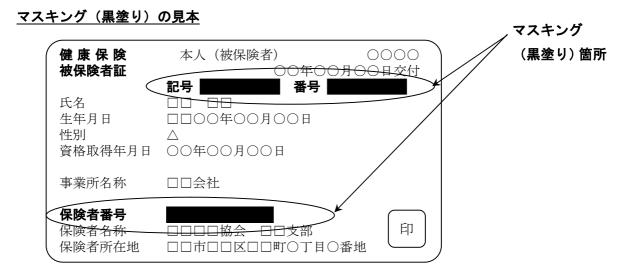
健康保険法等の改正により、令和2年10月1日から、本人確認のために医療保険の被保険者証(保険証)を用いる際、被保険者等記号・番号及び保険者番号の提供を求めることが禁止されました。

つきましては、今後、本市が発注する工事等に関し、被保険者証の写しを提 出する際には、次のとおり取り扱うようお願いします。

記

本市が発注する工事等において、入札参加資格の確認、現場代理人届・監理 技術者届及び主任技術者届等の提出時に被保険者証の写しを添付する際には、 下図のとおり、<u>被保険者等記号・番号及び保険者番号をマスキング(黒塗り)</u> して提出してください。

なお、当該箇所にマスキングを行わずに提出された場合も書類は受け付けますが、本市において該当箇所にマスキングを行いますので、あらかじめご了承ください。



問い合わせ先

財政局資産管理部契約課 土木契約係・建築契約係

電話: 044-200-2099 · 2101